

平成 24 年度第 3 回豊橋市立小・中学校通学区域審議会 会議録要旨

- 1 開催日時 平成 25 年 1 月 25 日（金）午後 1 時 30 分から 3 時
- 2 開催場所 豊橋市役所東館 8 階 86 会議室
- 3 出席者 委員 戸田文雄、堀田伸一、廣田勉、牧野修治、村川博美、柴田哲郎
※敬称略
事務局 石黒拓夫（教育部長）、加藤喜康（教育政策課長）、
宮崎正道（学校教育課長）、村田敬三（教育政策課主幹）、
小田恵司（教育政策課長補佐）、柴田祥宏・宮本朋子（教育政策課指導主事）、
山本誠二（教育政策課主査）、大橋史明（教育政策課）
- 4 欠席委員 木所壮太、福井基明※敬称略
- 5 議 事
進行：戸田文雄副会長

- 1 岩田小学校区における特定地域隣接校選択制度の今後のあり方について（諮問）
- 2 特定地域隣接校選択制度の廃止を検討する条件について（諮問）
- 3 今後のスケジュールについて

○主な意見、質問

教育部長から戸田文雄副会長へ「岩田小学校区における特定地域隣接校選択制度の今後のあり方等について」諮問を行う。

委員長より、正式な諮問は、本日であるが、岩田校区において特定地域隣接校選択制度の導入目的であった過大規模が解消したため廃止したいということで地元と協議をしてきたということ、その際には住民の理解を得ながら慎重に進めるよう審議会として意見を述べてきたこと、これらを受けて、経過措置に関する議論を審議会としても行ってきたという前回までの経緯があり、今年度、数回にわたり議論してきた内容の諮問である事を確認した後に議事へ。

1 岩田小学校区における特定地域隣接校選択制度の今後のあり方について（諮問）

教育政策課長より別添資料により説明

<委員>

選択制度を利用して多米小学校へ通う 2 人には、登校の際に安全上のどのような措置をとっているのか。

<教育政策課長>

市内どこでも同じだが、通学団の集合場所までは保護者の責任で連れて行っている。

<委員>

資料5で児童数、学級数の予測で昨年に出された資料の数字と今回の数字で開きがあるが、867人までは増えていくという事か。昨年示されたものから減っている理由と1,000人を再び超えることがないという分析の内容を教えてください。

<教育政策課長>

毎年見込みを立てているが、これは住民基本台帳から算出しているので実数である。リーマンショック以降外国人世帯は減少したが、それ以外にも毎年転居・転出によって多くが減少していると考えている。

また、宅地開発による社会増は、建設部門で確認したところこの地域では見込まれないとの事なので、将来的な児童数は減少していくと推測している。

<委員>

1,000人は超えないと推測をしているのですね。

<教育政策課長>

そうです。

<委員>

そして見込みが増えるのは、選択制度を利用しないから増えるということか。

<教育政策課長>

この予測は、全員が指定校へ通うとして算出していることと転居・転出の減を見込んでいないことからである。

<委員>

事務局案の経過措置はよいと思うが、残念だったのは、過大規模が解消した際の手続きを制度導入時に決めていなかったということです。選択制度を廃止する場合の条件を先に明らかにさえしていれば、選択できるから家を購入したということを行うことはできなかったはずである。

<委員>

地域の課題が具体的に見えないという意見があったが、この方がどのような考えで発言したか分からない。居住地域の役員を経験していない方の意見か。

<教育政策課長>

あまり経験がない方だと思われる。役員をしている方は、課題を身をもって体験している。

<委員>

選択している学校のPTAの役員などの経験があったとしても、子ども会や体育委員など町の役員などをやっていないと課題は分からないと思う。選択制を利用している子どもの保護者には居住地域の役を頼みにくい。結局、選択制度を利用しているから地域の役員を断る理由になってしまっている。

これは、やってみないと分からないことなので、このような弊害があるということが分からないという意見があったのだと思う。

<委員>

教育委員会から、経過措置の適用範囲を拡大したいとの提案があったが、私は、経過措置の拡大には否定的です。

なぜかと言うと、アンケートを見ても 80%の人が岩田の子ども会活動に参加しているという現実があり、参加している方は、地域のねじれ現象を自覚しながら参加しているので、できるだけ早くねじれ現象を解消した方がいいと思うからである。

<副委員長>

本日、教育委員会から経過措置の拡大の提案があったが、委員からは経過措置拡大を反対する意見がありました。みなさんは、いかがでしょうか。

<委員>

私も反対です。

選択制度を利用できるから家屋を購入したかは、分からないが、地域のことを考えずに、学校が近いからそこへ通うというのは短絡的な考えのように思える。そこまで配慮する必要はないと思う。

<委員>

しっかりとした線引きをするという意味でも、経過措置を広げない方がいいと思う。

<委員>

どこで線を引くかと言うことだと思うが、はっきりさせた方がいいと思う。

<副会長>

まず、前回まで時間をかけて話し合いを続けてきたように、廃止時期を含めて制度そのものの廃止についてはよいと思う。

ただ、経過措置については、経過措置を広げたいという事務局からの提案だが、委員の中からは拡大をする必要はないという意見も出ている。

教育委員会が地元と協議をする中でこのような経過措置の拡大という案が出てきたと思うが、そのことも含めて保護者の意見はどうだったのか。

<教育政策課長>

拡大しない方がいいという経過措置案は、「平成 19 年度以降に家を購入した場合」を言っているのか、それとも「若しくは卒業生の場合」の部分を指しているのか。

<委員>

両方です。少人数での登下校に問題があり、豊小学校へ通いながらも岩田小学校の子ども会活動に参加するなどのねじれは早期に解消していく必要があると思う。

だから個人としては反対で、非常に難しい時代なのは承知しているが、一部の方の意見で変な方向に向かうのはまずいと思っている。

<教育政策課長>

地元で保護者と意見交換をしたとき、兄・姉が卒業した後も通っていた学校へ通わせたいという意見があり、土地の購入をしたという話も一部では出ておりました。そこで、この2つのケースを経過措置に加えしました。いかがでしょう。

<副会長>

土地を購入した、家を建てたというのは、証明をするのが難しい。

ただ、兄弟関係であれば、同じ学校へ通いたいというのは分かるのではないか。

<委員>

兄・姉が、経過措置の拡大によって卒業した後に入学することができるのは、現時点では2世帯ということなので、経過措置に入れていいと思う。

<委員>

保育園から遊んでいる周りの友達が岩田小学校へ行ったら、その2世帯の子どもは豊小学校へ行きたがらないと思う。親は行かせたいと思っても、子ども本人は選ばないと思うが、経過措置としては認めても問題がないと思う。

<副会長>

委員からのそれぞれの意見をまとめ、次のとおりにしたいと思う。

選択制度は、廃止。

周知期間が必要なため、廃止時期は平成25年度末。

経過措置の対象者については、在籍中の者、兄または姉が在学生若しくは卒業生の場合の弟・妹は認める。

ということによろしいか。

【「異議なし」の声あり】

<副会長>

また、制度の廃止という大きな節目を迎えるので、周知期間から経過措置期間まで、該当地域の住民に対しては、丁寧な対応を行っていくこと、また、廃止ということになれば、豊小学校に通う人数が減っていくので、児童の通学については、委員からも指摘があったように教育委員会が学校や地元と一緒にその安全をしっかりと確保することを併せて答申に盛り込むということによろしいか。

【「異議なし」の声あり】

<副会長>

答申には、岩田小学校区の選択制度の現状と課題や今年度どんな視点で審議を行ってきたか等も盛り込んでいきたいと考えていますので宜しくをお願いします。

2「特定地域隣接校選択制度の廃止を検討する条件について」教育政策課長より説明。

<副会長>

選択制度は、教育課題検討会議からも、学校規模の適正化を図る手法としては、あくま

で暫定措置であるとの提言になっていました。

また、過去の通学区域審議会で決定してきた「通学区域の3原則」は、「学校規模の適正化」、「通学の安全確保」及び「通学区域の明確化」という内容である。

この中の「通学区域の明確化」という点では、保護者の選択に委ねられる制度なので、隣近所でも通っている学校がバラバラという事が起こり得る。

恐らく、昨今の財政状況も踏まえる中で、学校の分離新設が困難であると、苦肉の策として導入されたものであろうかと考えられる。

そのため、過大規模が解消されたのであれば、豊橋の歴史的な流れからみても居住する地域と通学する学校が同じであるという形が望ましいと思う。

みなさんの意見をお願いします。

<副会長>

資料6の「本制度を廃止の方向で検討するという表現」が、独特の行政の言い回しなのかもしれませんが、あいまいに読めるがどうでしょうか。

<教育政策課長>

「廃止する」という気持ちで、地元と協議をしながら進めて行きたいということで、このような表現になっている。

<委員>

ある程度余地を残しておく必要があると思うので、表現はこれでも十分だと思う。地元へ行ったときは、このように表記されているから廃止をしなければいけないと、説明をするには十分だと思う。

<副会長>

選択制度は、過大規模化が解消され、その後も過大規模となることを見込まれない場合には、廃止の方向で進めるということで、先ほどご審議いただいた廃止と経過措置の答申の中に盛り込むということでよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

<副会長>

答申は、次回の会議までにみなさんと確認をしながら作成をしたいと考えているので、ご協力をよろしくをお願いします。

3 今後のスケジュールについて

次回2月26日(火)午後1時30分から場所は追って連絡。

おおよそ事務局案で進めば、豊橋市小・中学校通学区域審議会から3月に答申を受け、3月下旬の教育委員会定例会で最終意思決定及び規則改正を行う。

4月以降周知を行う。